〃	ＦＴＭＤ型	〃	－２
〃	ＦＴＭＨ型	〃	－３
〃	ＦＴＭＩ型	〃	－４
〃	ＦＴＭＪ型	〃	－５
〃	ＦＴＭＫ型	〃	－６
〃	ＦＴＭＬ型	〃	－７
〃	ＦＴＭＭ型	〃	－８
〃	ＦＴＭＮ型	〃	－９
ダイクリーンコミプラ	ＦＤＣ－Ａ型	3－10－Ｈ－010	
〃	－Ｂ型	〃	－１
〃	－Ｃ型	〃	－２
〃	－Ｄ型	〃	－３
〃	－Ｅ型	〃	－４
〃	－Ｆ型	〃	－５
〃	－Ｇ型	〃	－６
㈱西原ネオ			
取締役社長　久木原　徹			
ネオ浄化そう	ＣＭＣ－18Ｂ型	3－09Ｋ－Ｈ－004	
〃	－21Ｂ型	〃	－１
〃	－25Ｂ型	〃	－２
〃	－30Ｂ型	〃	－３
ネオ浄化そう	ＮＣＮ－14Ａ型	3－10－Ｈ－002	
〃	－18Ａ型	〃	－１
〃	－21Ａ型	〃	－２
〃	－25Ａ型	〃	－３
〃	－30Ａ型	〃	－４
〃	－35Ａ型	〃	－５
〃	－40Ａ型	〃	－６
〃	－45Ａ型	〃	－７
〃	－50Ａ型	〃	－８
ネオ浄化そう	ＮＣＮ－35Ｂ型	3－10－Ｈ－003	
〃	－40Ｂ型	〃	－１
〃	－45Ｂ型	〃	－２
〃	－50Ｂ型	〃	－３
㈱ハウステック			
代表取締役社長　竹岡　利幸			
沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式	ＫＴＧ－５型	3－10－Ｈ－004	
〃	－７型	〃	－１

〃	ＦＴＭＤ型	〃	－２
〃	ＦＴＭＨ型	〃	－３
〃	ＦＴＭＩ型	〃	－４
〃	ＦＴＭＪ型	〃	－５
〃	ＦＴＭＫ型	〃	－６
〃	ＦＴＭＬ型	〃	－７
〃	ＦＴＭＭ型	〃	－８
〃	ＦＴＭＮ型	〃	－９
ダイクリーンコミプラ	ＦＤＣ－Ａ型	3－14Ｋ－Ｈ－002	
〃	－Ｂ型	〃	－１
〃	－Ｃ型	〃	－２
〃	－Ｄ型	〃	－３
〃	－Ｅ型	〃	－４
〃	－Ｆ型	〃	－５
〃	－Ｇ型	〃	－６
㈱西原ネオ			
取締役社長　久木原　徹			
ネオ浄化そう	ＣＭＣ－18Ｂ型	3－14Ｋ－Ｈ－003	
〃	－21Ｂ型	〃	－１
〃	－25Ｂ型	〃	－２
〃	－30Ｂ型	〃	－３
ネオ浄化そう	ＮＣＮ－14Ａ型	3－14Ｋ－Ｈ－004	
〃	－18Ａ型	〃	－１
〃	－21Ａ型	〃	－２
〃	－25Ａ型	〃	－３
〃	－30Ａ型	〃	－４
〃	－35Ａ型	〃	－５
〃	－40Ａ型	〃	－６
〃	－45Ａ型	〃	－７
〃	－50Ａ型	〃	－８
ネオ浄化そう	ＮＣＮ－35Ｂ型	3－14Ｋ－Ｈ－005	
〃	－40Ｂ型	〃	－１
〃	－45Ｂ型	〃	－２
〃	－50Ｂ型	〃	－３
㈱ハウステック			
代表取締役社長　竹岡　利幸			
沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式	ＫＴＧ－５型	3－14Ｋ－Ｈ－006	
〃	－７型	〃	－１

前澤化成工業㈱			
代表取締役社長　池嶋　勝治			
マエザワ浄化槽	ＶＺＬ－14型	3－09－Ｈ－008	
〃	－18型	〃	－１
〃	－21型	〃	－２
〃	－25型	〃	－３
〃	－30型	〃	－４
〃	－35型	〃	－５
〃	－40型	〃	－６
〃	－45型	〃	－７
〃	－50型	〃	－８
マエザワ浄化槽	ＶＲＣⅡ－５型	3－10－Ｈ－008	
〃	－７型	〃	－１
三好環境㈱			
代表取締役　栗崎　裕			
出雲式浄化槽	ＭＳＡ２－14型	3－10－Ｈ－001	
〃	－18型	〃	－１
〃	－21型	〃	－２
〃	－25型	〃	－３
〃	－30型	〃	－４
〃	－35型	〃	－５
〃	－40型	〃	－６
〃	－45型	〃	－７
〃	－50型	〃	－８

〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	
3－14Ｋ－Ｈ－007			
〃	－１		
〃	－２		
〃	－３		
〃	－４		
〃	－５		
〃	－６		
〃	－７		
〃	－８		
3－14Ｋ－Ｈ－008			
〃	－１		
3－14Ｋ－Ｈ－009			
〃	－１		
〃	－２		
〃	－３		
〃	－４		
〃	－５		
〃	－６		
〃	－７		
〃	－８		

○北陸地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十四日　北陸地方整備局長　野田　徹

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
糸魚川市大字木浦字鬼舞崎三七七八番一から同市大字木浦字鬼舞崎三七七八番五まで	前	一九・六〇～一九・八〇メートル
	後	一九・六〇～三九・二〇キロメートル　〇・〇三四

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十四日　近畿地方整備局長　森　昌文

別表の十五の項、指定の有効期間欄中「平成二十一年九月七日から五年間」を「平成二十六年九月七日から五年間」に改める。